

# 告 示

## 埼玉県告示第千百五十六号

測量計画機関である埼玉県農村整備計画センターから次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和六年十月二十二日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 測量計画機関

埼玉県農村整備計画センター

### 二 作業種類

公共測量（防災減災緊急対策事業に伴う、基準点測量及び現地測量）

### 三 作業地域

本庄市児玉町高柳地内

### 四 作業期間

令和六年十月一日から令和七年一月十七日まで